

## 文化財保護法第93条の規定に基づく届出に関する提出書類について

埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を行う場合は、当該工事着手の60日前までに文化財保護法に基づく届出をしていただく必要があります。

つきましては、下記3種（各1部）の書類をご提出くださいますようお願いいたします。

### ①法第93条の規定に基づく届出書（伊勢市長宛て）⇒1部

【書類内訳】

- ※発掘届出書（伊勢市長宛て）
  - ・別記1（記入不要）
- ※別記2

### ②法第93条の規定に基づく届出書（三重県教育委員会教育長宛て）⇒1部

【書類内訳】

- ※発掘届出書（県教育長宛て）
  - ・別記1（記入不要）
- ※別記2

### ③添付図面（位置図、公図、計画図）⇒1部

※印の書類は、別紙の記入方法をご参考ください。